



事務連絡
令和元年6月18日

各都道府県・政令市産業廃棄物行政主管部（局）御中

環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課

電子マニフェスト現場登録支援機能の運用開始について

産業廃棄物行政の推進につきましては、平素より御尽力、御協力いただき、厚く御礼申し上げます。
廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第12条の5に規定するいわゆる電子マニフェストについては、利便性及び遵法性向上のため、これまでもシステムの機能強化を行ってきたところ、このたび、更なる利便性の向上、登録期限の遵守を目的とした現場登録支援機能（以下「新機能」という。）の開発が完了し、運用を開始しますので、お知らせします。

記

1. 新機能の概要

電子マニフェストシステムの操作を熟知している処理業者の支援を受けて、排出事業者が排出現場等においてスマートフォンやタブレットを利用して簡便にマニフェスト登録ができる機能（別添参照）。

なお、紙マニフェスト、電子マニフェストを問わず、マニフェストは、排出事業者が自らの責任で交付／登録すべきものであることから、新機能も排出事業者責任の下、処理業者が入力（仮登録）した内容を排出事業者が確認した上で本登録する仕組みとしており、排出事業者が登録内容に責任を負うことに変わりはありません。

2. 新機能の運用開始日時

令和元年7月1日（月）午前4時

3. 新機能の運用開始に伴うシステム停止期間

令和元年6月30日（日）午前0時から同年7月1日（月）午前4時までの間

4. 電子マニフェスト加入者への周知

上記1～3の電子マニフェスト加入者への周知につきましては、電子マニフェストシステムを運用している（公財）日本産業廃棄物処理振興センターにおいて、電子メールによる通知、ホームページ上での公表を行っています。

